

令和元年10月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和元年10月23日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和元年10月23日	水曜日
II	場 所	春日部市教育センター	2階 会議室
III	開 会	14時00分	
IV	閉 会	14時17分	

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	川端 知里
委員	岡田 新司

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	田村 嘉則
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	佐山 宏樹
指導課担当課長兼教育相談センター所長	正籬 洋子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	谷本 慎太郎

VIII 署名委員の指名

岡田委員

IX 会議に附した議案

報告第42号 令和元年度活躍する春日部の子供たちについて

報告第43号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるインターネット
利用に関する要綱の制定について

報告第44号 春日部市適応指導教室実施要綱の制定について

報告第45号 春日部市通級による指導実施要綱の制定について

報告第46号 放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第2次）について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから10月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。岡田委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

本日の審議議案はごさいませんので、報告からとなります。

はじめに、報告第42号 令和元年度活躍する春日部の子供たちについてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

議案書1ページをご覧ください。

報告第42号、令和元年度活躍する春日部の子供たちについて、御報告申し上げます。

議案書2ページをご覧下さい。

こちらには、今年度4月1日から9月30日までに、全国大会に出場した春日部市の小・中・義務教育学校の児童・生徒について、一覧にまとめたものを掲載しております。

今年度もたくさんの子供たちが、この半年で活躍をしていることを御報告いたします。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

金森教育長職務代理者

議案書の4ページに、種目でドローンと書いてありますが、今までもドローンで活躍している児童・生徒はありましたでしょうか。

鎌田教育長

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

こちらにつきましては、飯沼中学校の生徒でございまして、新たな種類の大会、競技でございまして。

金森教育長職務代理者

内容としては、ドローンを飛ばすのでしょうか。

鎌田教育長

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

詳しく把握しておりませんが、飛ばす、移動する、回転等で、規定を設けて競うのだと聞いております。

金森教育長職務代理者

ありがとうございます。

鎌田教育長

これは、各学校から報告があったものを掲載していますか。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

そのとおりです。

鎌田教育長

他にも活躍した実績があるかもしれませんので、学校に情報提供をお願いしてください。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

はい。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第43号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるインターネ

ット利用に関する要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

議案書5ページをご覧ください。

春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるインターネット利用に関する要綱制定について、説明させていただきます。

この要綱は、本年度4月の義務教育学校設置に伴い、制定することとなったものでございます。

前要綱からの改定箇所は3カ所でございます。6ページをご覧ください。

1カ所目は、第1条でございます。小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に変更しました。

2カ所目は、8ページの施行期日の1を、教育長決裁のあった日からしております。

前要綱では平成26年4月1日だったものですが、教育長決裁のあった日といたしまして、具体的には令和元年9月26日でございます。

3カ所目は、施行期日の2を春日部市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱は、廃止するとしております。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第44号 春日部市適応指導教室実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

正籙所長、お願いします。

正籙指導課担当課長兼教育相談センター所長

議案書9ページをご覧ください。

春日部市適応指導教室実施要綱制定について、説明させていただきます。

この要綱は、本年度4月の義務教育学校設置に伴い、制定することとなったものでございます。

前要綱からの改定箇所について申し上げます。10ページをご覧ください。

第1条では、児童生徒に対しを児童生徒が通室しに変更しました。また、はぐくむことを目的とする教室に通室させをはぐくむための教室の設置について必要な事項を定めることによりに変更しました。さらに、主体性の育成や人間関係の改善を主体性の育成並びに人間関係の改善に変更しました。

第3条では、春日部市立小・中学校を春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校に変更

更しました。

第4条、第5条、第6条では、学校長を校長に変更しました。

第4条2項では許可を承認に変更しました。また、不登校児童生徒の前に当該を、入室の前に教育長がを加えております。

11ページをご覧ください。

第9条では、項目委任をその他に変更しました。また、施行期日1の教育長決裁のあった日（※令和元年9月26日）からとしており、2適応指導教室実施要綱（平成17年10月1日制定）は廃止するを加えております。

以上でございます。

鎌田教育長

義務教育学校を条文に加えた以外で、特に第1条で文言が変わってきた経緯、国や県の表現が変わったとか、あるいは改めて条文を見直したのか、どのような理由ですか。

正籬指導課担当課長兼教育相談センター所長

改めて見直した際に、言葉の前後の部分がそぐわなかったことがありましたので、文言を全て見直した要綱の制定です。

鎌田教育長

実情に合わせて文言を整理したということですね。

正籬指導課担当課長兼教育相談センター所長

はい。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第45号 春日部市通級による指導実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

正籬所長、お願いします。

正籬指導課担当課長兼教育相談センター所長

議案書15ページをご覧下さい。

春日部市通級による指導実施要綱制定について、説明させていただきます。

この要綱は、本年度4月の義務教育学校設置に伴い、制定することとなったものでございます。

前要綱からの改定箇所について申し上げます。16ページをご覧下さい。

第1条では、春日部市立小・中学校管理規則を春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則に変更しました。

また、春日部市立小学校又は中学校を春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校に変更しました。

17ページをご覧ください。

第6条では、その他通級による指導を行う場合の取り扱いに関しをこの要綱にさだめるもののほかに変更しました。

第6条2項では、平成18年4月1日制定を平成21年9月15日制定に変更しました。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第46号 放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第2次）についてを議題とし、説明を求めます。

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

報告第46号、放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第2次）の策定につきまして、報告いたします。

それでは議案書19ページ、放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第2次）の概要をご覧ください。

はじめに、1. 計画策定の背景でございますが、平成26年8月に文部科学省及び厚生労働省より放課後子ども総合プランが公表されたことに伴い、平成28年3月に放課後子ども総合プラン春日部市行動計画を策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業整備、運営を計画的に進めてまいりました。

平成30年9月に新・放課後子ども総合プランが策定され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施により、全ての児童が放課後等に多様な体験・活動を行えるよう、両事業の連携を一層深めることが求められました。このことから、新・放課後子ども総合プランに基づき春日部市行動計画を策定し、引き続き両事業の整備等を計画的に進めていくものでございます。

次に、2. 計画期間でございますが、令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。

次に、3. 策定方針でございますが、新・放課後子ども総合プランで行動計画に盛り込むべき内容として10項目が示されており、この項目に従って策定してまいります。なお、10項目につきましては国が示したものを、そのまま記載しております。

また、両事業の連携をはじめ放課後児童対策を効果的かつ効率的に取り組むため、第2

期子ども子育て支援事業計画に包含して策定してまいります。

次に、4. 策定スケジュールでございますが、令和元年11月にパブリックコメントを実施し、令和2年2月策定予定でございます。

報告第46号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

19ページの3の策定方針に書かれている10項目の部分ですが、(2)と(3)では西暦を使用していますが、2の計画期間では令和と和暦を使用しておりまして、国が示したものを、そのまま引用したと先程の説明でおっしゃられておりましたが、統一するべきなのか、西暦と和暦を混在させるのか、どのように考えられていますか。

鎌田教育長

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

今後、検討してまいります。

水沼委員

お願いします。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

11月定例会につきましては移動教育委員会となりますので、11月19日、火曜日、午後3時から、武里市民センター2階、会議室1での開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、10月定例教育委員会を閉会いたします。